

(別記様式第 1 号)

|        |          |
|--------|----------|
| 計画作成年度 | 令和 2 年度  |
| 計画変更年度 | 令和 3 年度  |
| 計画主体   | 和歌山県 高野町 |

## 高野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 高野町 観光振興課 産業・振興係  
所在地 和歌山県伊都郡高野町大字高野山 357 番地  
電話番号 0736-56-2780  
FAX番号 0736-56-2770  
メールアドレス koyamachi@town.koya.wakayama.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |   |
|------|---|
| 対象鳥獣 | イノシシ、シカ（カモシカ含む）、ニホンザル、アライグマ、ツキノワグマ、カラス、ハクビシン、タヌキ、アナグマ |
| 計画期間 | 令和2年度～令和4年度   |
| 対象地域 | 高野町全域   |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

| 鳥獣の種類      | 被害の現状 |         |         |
|------------|-------|---------|---------|
|            | 品目    | 被害面積（a） | 被害額（千円） |
| 農作物被害      |       |         |         |
| イノシシ       | 作物全般  | 45      | 170     |
| シカ（カモシカ含む） | 作物全般  | 40      | 465     |
| アライグマ      | 作物全般  | 11      | 147     |
| ハクビシン      | 作物全般  | 10      | 117     |
| タヌキ        | 作物全般  | 10      | 117     |
| 小計         |       | 116     | 1,016   |
| 山林被害       |       |         |         |
| シカ（カモシカ含む） | 山林    | 691     | 15,180  |
| 小計         |       | 691     | 15,180  |
| 合計         |       | 807     | 16,196  |

※山林被害については、和歌山森林管理署及び伊都振興局林務課にて聞き取り調査

(2) 被害の傾向

|   |
|---|
| <p>イノシシ、シカ（カモシカ含む。）タヌキ、アライグマ、ハクビシンを中心として、農林作物に被害を与え、平成30年度の被害額は16,196千円となるなど深刻な問題となっている。中でもシカ（カモシカ含む。）については、生息数が顕著に増加していると思われ、人里周辺に生息していると思われる。近年は、今まで被害の少なかった寺院の境内地周辺でアナグマ等の小動物による被害が今年度より発生してきている。</p> <p>ツキノワグマについては高野山地区を中心に年間4～5件（令和元年12月末現在）の目撃情報があるが、現在までのところ被害等は確認されていない。</p> <p>また、シカ（カモシカ含む。）の被害について、山中でのスギ、コウヤマキ等の皮剥ぎ、野菜等の食害が多く見られる。「被害面積及び金額」の割合としてはシカの被害が最も多く、続いてイノシシ、アライグマの順となっている。</p> |
|---|

(3) 被害の軽減目標

特に大きな農林業被害等を与えている、ニホンジカ、イノシシについて、抜本的な鳥獣捕獲対策など国の方針も踏まえ、これまでから取り組んできた防除・捕獲対策をさらに推進する。その他の鳥獣についても、農家による自主防除の推進と、被害状況に応じた捕獲を実施する。

これらの取り組みによって令和4年度における鳥獣による農林被害を現状値（平成30年度）の3割減ずることを目標値とし、被害の軽減に最大限努力する。

なお、ツキノワグマによる実質的な被害は無いが、本町は県内有数の観光地でもあることから、人身事故を防止するための施策を実施する。

| 指標         | 現状値（平成30年度） |             | 目標値（令和4年度）  |             |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|            | 被害面積<br>(a) | 被害額<br>(千円) | 被害面積<br>(a) | 被害額<br>(千円) |
| 農作物被害      |             |             |             |             |
| イノシシ       | 45          | 170         | 31          | 119         |
| シカ(カモシカ含む) | 40          | 465         | 28          | 325         |
| アライグマ      | 11          | 147         | 8           | 103         |
| ハクビシン      | 10          | 117         | 7           | 82          |
| タヌキ        | 10          | 117         | 7           | 82          |
| 小計         | 116         | 1,016       | 81          | 711         |
| 山林被害       |             |             |             |             |
| シカ(カモシカ含む) | 691         | 15,180      | 484         | 10,626      |
| 小計         | 691         | 15,180      | 484         | 10,626      |
| ツキノワグマ     | 人身事故なし      |             | 人身事故なし      |             |
| 合計         | 807         | 16,196      | 565         | 11,337      |

※山林被害については、和歌山森林管理署及び伊都振興局林務課にて聞き取り調査

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|           | 従来講じてきた被害防止対策  | 課題   |
|-----------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | <p>【捕獲体制の整備】</p> <p>・和歌山県猟友会伊都支部高野分会への有害捕獲を依頼により狩猟＋有害での捕獲を推進してきた。また、有害捕獲</p> | <p>・従事者の高齢化などにより捕獲の担い手が不足しており、捕獲体制の確保が課題である。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>については、県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物被害が甚大に発生することから、町内全域で通年の予察捕獲を実施している。</li> <li>・アライグマについては、有害鳥獣のほか、特定外来生物防除法「以下（外来生物法という。）」に基づく防除実施計画を策定し、全町的な捕獲に取り組んでいる。</li> <li>・狩猟免許取得者に対する講習費用等の補助及び地元猟友会への入会を推進し、捕獲体制の強化を実施している。</li> </ul> <p><b>【捕獲機材の導入等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わな（大型・小型）、くくりわなを購入し、捕獲強化に取り組んでいる。</li> </ul> <p><b>【追払い活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマの目撃及び出没の際、鳥獣保護管理員と連携し、人身事故防止のため爆音機等による追い払いを実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣対策によるわな（捕獲檻、くくりわな）の設置に伴う土地所有者への理解を深める必要がある。</li> <li>・住宅地付近でのツキノワグマ出没の際、人身事故につながる可能性があり、地域住民及び観光客等の安全確保が課題である。</li> </ul> |
|--|---|

|                      |  |   |
|----------------------|--|---|
| <p>防護柵の設置等に関する取組</p> | <p>【防除体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止策等の設置による自主防衛を奨励し、各種補助事業を活用した支援事業を実施。</li> </ul> <p>(防護柵設置支援事業)</p> <p>実績<br/>(平成29年度～平成31年度)</p> <p>設置延長 3, 8 2 1 m<br/>受益面積 3 9 3. 2 a</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家の高齢化による防護柵の設置及び維持管理が困難である。さらに、老朽化した柵の更新も必要である。</li> <li>・設置においても道路、河川等により、防護柵が設置出来ない部分をどうするか検討し対策を講じる必要がある</li> </ul> |
|----------------------|--|---|

#### (5) 今後の取組方針

|   |
|---|
| <p>高野町における被害軽減のためには、防護柵等による農林作物の防護、出没する個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備、狩猟者による高齢化対策として新たな狩猟者確保する取組を総合的に実施する必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵については、国庫や県単・町単事業など活用し、野生鳥獣の侵入を物理的に防止する。</li> <li>・捕獲については、猟友会による捕獲は継続して行うとともに、農家自身による捕獲できるよう、狩猟免許の取得支援や捕獲檻やくくり罠等の貸し出しも推進する。</li> <li>・野生鳥獣との棲み分けのため、耕作放棄地の発生防止や藪に刈り払いによる緩衝帯の整備を推進するとともに、誘因物となる放置された農作物・果樹等の除去の啓発を行い、被害を受けにくい環境づくりに取り組む。</li> </ul> |
|---|

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県猟友会伊都支部高野分会による有害鳥獣捕獲を継続するとともに、鳥獣捕獲実施隊による捕獲活動を推進する。</li> <li>・今後は、和歌山県、近隣市町と連携し、鳥獣の行動範囲を考慮した広域的な捕獲体制の検討を行う。</li> </ul> |
|---|

## (2) その他捕獲に関する取組

| 年度    | 対象鳥獣                          | 取組内容  |
|-------|-------------------------------|---|
| 令和2年度 | イノシシ<br>ニホンジカ                 | ・くくり罠（10基）購入。<br>イノシシ、ニホンジカを捕獲<br>国庫事業や県単事業等を活用<br>町等で購入し、有害捕獲従事者に貸し出す。 |
| 令和3年度 | アライグマ<br>アナグマ<br>タヌキ<br>ハクビシン | ・捕獲檻（10基）購入。<br>アライグマ・アナグマ・タヌキ・ハクビシンを<br>集落で捕獲。<br>町等で購入し、農家等へ貸し出す。     |
| 令和4年度 | イノシシ<br>ニホンジカ                 | ・捕獲檻（10基）購入。<br>イノシシ・ニホンジカを捕獲<br>国庫事業や県単事業等を活用<br>町等で購入し、有害捕獲従事者に貸し出す。  |

## (3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方  |
|--|
| <p>和歌山県第12次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施して行く。</p> <p>・イノシシ<br/>近年、捕獲数並びに出没数は減少しているが、依然被害が発生していることから、被害地域を中心に個体の捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。</p> <p>・シカ<br/>年々、捕獲数並びに出没数は増加の一途を辿っており、農地周辺以外の民家付近にも出没しており、農地周辺の個体を中心に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。</p> <p>・アライグマ、アナグマ、タヌキ、ハクビシン<br/>アライグマ等の出没は主に高野山を含む全域で多く見られ、民家や倉庫の屋根裏など住家にし、掘り起こし等の被害が見受けられる。<br/>また、アライグマに関しては、狩猟免許を有しない者についての捕獲については、外来生物法に基づく、防除実施計画を策定しており、これに基づき、捕獲従事者と協力しながら、箱わなを利用した着実な捕獲を継続する。</p> |

| 対象鳥獣   | 捕獲計画数等  |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
|        | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
| イノシシ   | 捕獲数70頭  | 捕獲数70頭  | 捕獲数70頭  |
| ニホンジカ  | 捕獲数150頭 | 捕獲数190頭 | 捕獲数150頭 |
| アライグマ  | 捕獲数20頭  | 捕獲数20頭  | 捕獲数20頭  |
| アナグマ   | 捕獲数10頭  | 捕獲数20頭  | 捕獲数10頭  |
| タヌキ    | 捕獲数10頭  | 捕獲数10頭  | 捕獲数10頭  |
| ハクビシン  | 捕獲数10頭  | 捕獲数10頭  | 捕獲数10頭  |
| ツキノワグマ | 人身事故なし  | 人身事故なし  | 人身事故なし  |

| 捕獲等の取組内容  |
|---|
| <p>イノシシ、ニホンジカは狩猟、有害捕獲（通年）及び鳥獣捕獲実施隊活動により銃器、わな（箱わな、くくりわな、囲いわな）を用いて計画的な個体数調整に取り組む。</p> <p>アライグマについては、引続き防除講習修了者等による捕獲を行う。</p> <p>アナグマ、タヌキ、ハクビシンは狩猟、有害捕獲（通年）及び鳥獣捕獲実施隊活動によりわな（箱わな）を用いて計画的な個体数調整に取り組む。</p> <p>ツキノワグマについては、出没又は目撃情報の際は鳥獣保護管理員と関係機関（和歌山県、警察等）連携し、人身事故発生を未然に防ぐ対策を行う。</p> |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容   |
|---|
| <p>ツキノワグマが住家付近で出没し、地域住民に著しく危険を及ぼす恐れがある場合に限り、関係機関と協議の上、殺処分を検討する。</p> |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣        |
|------|-------------|
| なし   | なし（既に権限移譲済） |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣  | 整備内容                               |                                    |                                    |
|---|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
|   | 令和2年度                              | 令和3年度                              | 令和4年度                              |
| イノシシ<br>ニホンジカ<br>ニホンザル<br>アライグマ<br>アナグマ<br>タヌキ<br>ハクビシン | 防護柵<br>(延長1,500m)<br><br>受益面積 50 a | 防護柵<br>(延長1,000m)<br><br>受益面積 50 a | 防護柵<br>(延長1,000m)<br><br>受益面積 50 a |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度                  | 対象鳥獣  | 取組内容   |
|---------------------|---|--|
| 令和2年度<br>～<br>令和4年度 | イノシシ<br>ニホンジカ<br>ニホンザル<br>アライグマ<br>アナグマ<br>タヌキ<br>ハクビシン | <p>広報掲載による住民への啓発や多面的交付金制度への参加組織に対し、耕作放棄地や里山等の草刈りの徹底や狩猟免許取得の呼びかけを行う。</p> <p>また、農地に隣接した耕作放棄地をなくすことにより、雑草の処理と併せて野生鳥獣の餌場にならないよう取り組む。</p> |
|                     | ツキノワグマ  | <p>毎年、特定の時期に住家付近に出没又は目撃情報が寄せられていることから、人身事故防止のための啓発及び追い上げ・追い払い等を行う。</p> <p>また、必要に応じて捕獲檻の設置を行う。</p>                                    |



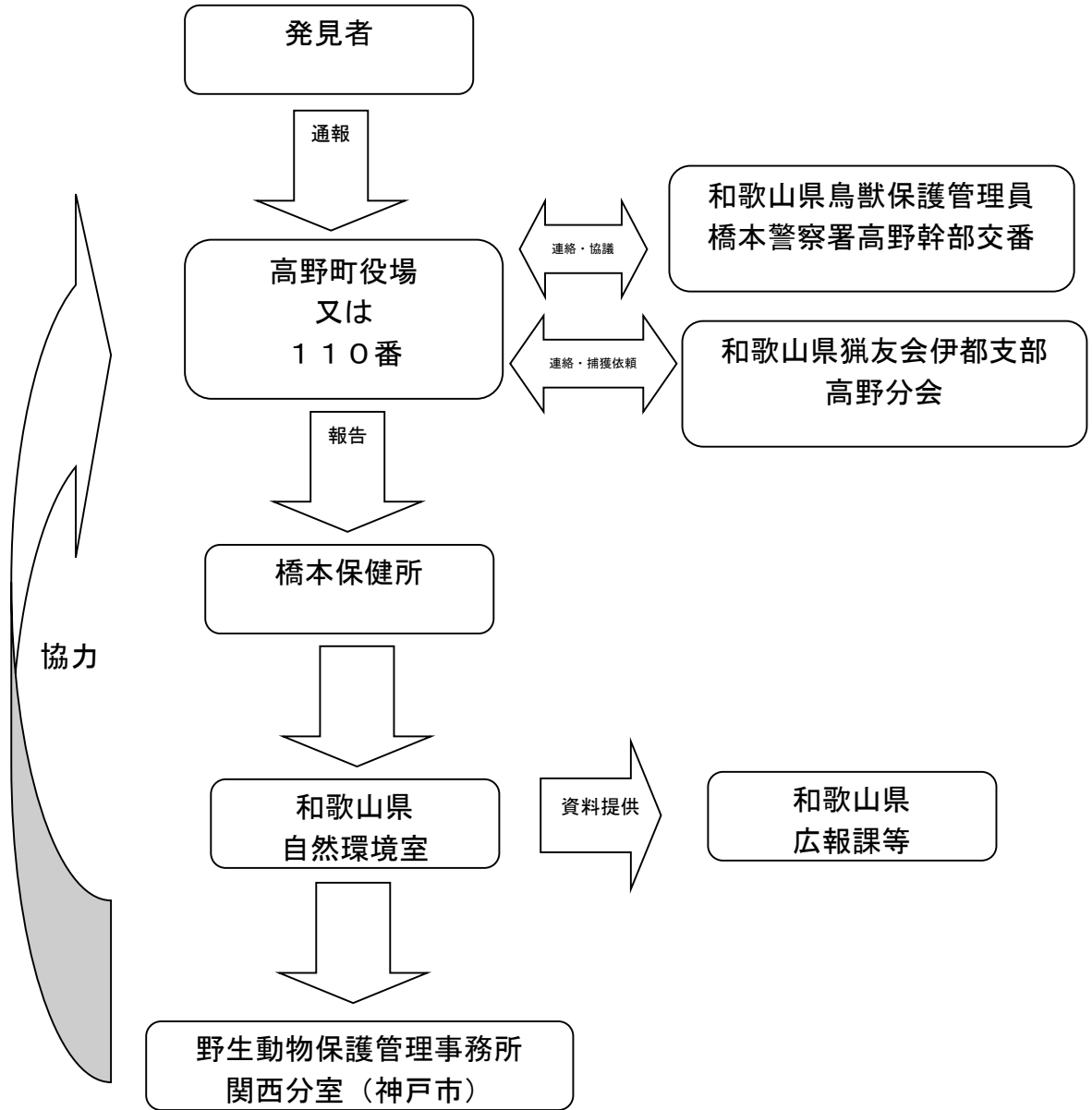
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称            | 役割                             |
|---------------------|--------------------------------|
| 高野町                 | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び地域住民の安全確保 |
| 高野町鳥獣捕獲実施隊          | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び助言・捕獲の実施  |
| 和歌山県                | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び指導・助言     |
| 和歌山県警察              | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び地域住民の安全確保 |
| 和歌山県鳥獣保護管理員         | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び指導・助言     |
| 和歌山県猟友会伊都支部<br>高野分会 | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び助言・捕獲の実施  |

(2) 緊急時の連絡体制

※主にツキノワグマによる人的被害が予想される場合。



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場での処理や埋設が中心であるが、今後は獣肉の地域資源としての有効利用を広域的に検討して行く。

7. 捕獲等した対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）は、今後ジビエ加工品又はジビエ料理としてのレシピの研究・作成、学校給食への提供、または、広域的に連携し、獣肉の食品としての利用を検討するとともに、ペットフード等の利用についても検討していきたい。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称              | 高野町鳥獣害対策協議会                |
|---------------------|----------------------------|
| 構成機関の名称             | 役割                         |
| 高野町                 | 施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査       |
| 和歌山県猟友会伊都支部<br>高野分会 | 捕獲の実施（銃猟・わな猟）、追い上げ・追い払いの実施 |
| 和歌山県鳥獣保護管理員         | 施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査       |
| 高野町農業委員会            | 耕作放棄地の適正化及び地域の点検           |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称                | 役割                         |
|------------------------|----------------------------|
| 和歌山県                   | 農林業被害対策の指導・助言              |
| 和歌山森林管理署               | 国有林の被害情報の提供及び協力            |
| 森林組合こうや                | 山林所有者の植栽及び特用林産物被害軽減の対策及び協力 |
| 高野山寺領森林組合              | 山林所有者の植栽及び特用林産物被害軽減の対策及び協力 |
| 和歌山県農作物鳥獣害対策<br>アドバイザー | 農作物鳥獣害防止の専門的なアドバイザー        |
| 紀北川上農業協同組合             | 農作物被害状況の情報提供               |
| 和歌山県農業共済組合             | 農業共済制度による農作物被害状況の情報提供      |
| 伊都地方鳥獣被害防止<br>対策連絡協議会  | 農林業被害対策の指導・助言              |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

既存の鳥獣捕獲実施隊による捕獲体制を維持し、有害捕獲事業及び被害防止に関する対策を行う。

また、和歌山森林管理署と連携し、国有林野での有害鳥獣捕獲事業も積極的に行う。

【高野町鳥獣捕獲実施隊】

隊員数：16名（令和2年1月末現在）

体制：高野町長より鳥獣捕獲実施隊員の出勤依頼がある場合。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

高野町鳥獣害対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や多面的交付金事業参加地域、自治会等においても積極的な参加を促し、地域ぐるみでの取り組みを進める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが、重要な課題であると認識している。

